

摂津市議会

文教上下水道常任委員会記録

令和元年9月4日

摂津市議会

目 次

文教上下水道常任委員会

9月4日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件-----	1
開会の宣告-----	2
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名-----	2
議案第42号所管分の審査-----	3
補足説明（教育次長、次世代育成部長）	
質疑（三好俊範委員、水谷毅委員、弘豊委員、檜村一臣委員）	
議案第48号の審査-----	12
質疑（三好俊範委員、水谷毅委員）	
議案第51号の審査-----	13
質疑（水谷毅委員）	
議案第52号の審査-----	15
補足説明（次世代育成部長）	
質疑（三好俊範委員）	
議案第53号の審査-----	16
議案第54号の審査-----	16
議案第59号の審査-----	16
質疑（弘豊委員）	
議案第43号の審査-----	18
質疑（弘豊委員）	
議案第46号所管分の審査-----	19
質疑（三好俊範委員、弘豊委員）	
議案第49号所管分の審査-----	20
質疑（水谷毅委員）	
議案第50号所管分の審査-----	21
議案第56号の審査-----	21
採決-----	21
閉会の宣告-----	22

文教上下水道常任委員会記録

1. 会議日時

令和元年9月4日(火) 午前 9時58分 開会
午前11時44分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 安藤 薫 副委員長 檜村 一臣 委員 水谷 毅
委員 弘 豊 委員 三好 俊範 委員 嶋野浩一郎

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 教育長 箸尾谷知也
教育次長兼教育総務部長 北野人士 同部参事兼生涯学習課長 早川 茂
教育政策課長 松田紀子
次世代育成部長 小林寿弘 同部参事兼子育て支援課長 石原幸一郎
こども教育課長 浅田明典
上下水道部長 山口 猛 同部参事兼経営企画課長 末永利彦

1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 溝口哲也 同局書記 速水知沙

1. 審査案件(審査順)

議案第42号 令和元年度摂津市一般会計補正予算(第2号)所管分
議案第48号 摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案第51号 摂津市立学童保育室条例の一部を改正する条例制定の件
議案第52号 摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
議案第53号 摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例制定の件
議案第54号 摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額
に関する条例の一部を改正する条例制定の件

- 議案第 59 号 摂津市私立幼稚園の園児の保護者に対する補助金交付条例を廃止する条例制定の件
- 議案第 43 号 令和元年度摂津市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 46 号 会計年度任用職員制度の導入等に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件所管分（第 14 条（摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）に関する部分）
- 議案第 49 号 摂津市一般職の任期付職員の採用に関する条例等の一部を改正する条例制定の件所管分（第 4 条（摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）に関する部分）
- 議案第 50 号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件所管分（第 3 条（摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）に関する部分）
- 議案第 56 号 摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(午前9時58分 開会)

○安藤薫委員長 ただいまから文教上下水道常任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

昨日は、本会議、ご苦労さまでございました。本日は、引き続き委員会をお持ちいただき、大変ありがとうございます。本日は、令和元年度摂津市一般会計補正予算(第2号)所管分、他11件についてご審査を賜りますけれども、どうぞ慎重審査の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

一旦退席させていただきます。

○安藤薫委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、弘委員を指名いたします。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

暫時休憩します。

(午前10時 休憩)

(午前10時1分 再開)

○安藤薫委員長 再開いたします。

議案第42号所管分の審査を行います。補足説明を求めます。

北野教育次長。

○北野教育次長 議案第42号、令和元年摂津市一般会計補正予算(第2号)のうち、教育総務部から所管しております事項につきまして、目を追って補足説明をさせていただきます。

今回補正をお願いします予算の内容ですが、補正予算書20ページをご参照願

います。

款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費は、国の国土強靱化関連事業についての交付金が見込めることに伴い、小学校施設改修事業に係る小学校トイレ改修工事実施設計委託料を計上するものでございます。

22ページ、項3中学校費、目1学校管理費は、同じく中学校施設改修事業に係る中学校トイレ改修工事実施設計委託料を計上いたすものでございます。

以上、令和元年摂津市一般会計補正予算(第2号)の補足説明とさせていただきます。

○安藤薫委員長 小林次世代育成部長。

○小林次世代育成部長 おはようございます。

議案第42号、令和元年度摂津市一般会計補正予算(第2号)のうち、次世代育成部が所管しております事項につきまして、目を追って補足説明をさせていただきます。

初めに、歳入でございます。10ページ、款13分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金は、幼児教育・保育の無償化に伴い、市立保育所保育料、私立保育園保育料を減額するものでございます。

12ページ、款14使用料及び手数料、項1使用料、目6教育使用料は同じく無償化に伴い、市立幼稚園保育料を減額するものでございます。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金は、無償化に係る保育所や認定こども園などに対する教育・保育給付費負担金の増額、無償化により新たに給付することになる認可外保育施設や一時預かりなどの利用に係る施設等利用給付費負担金、児童扶養手当の増額に伴う見

童扶養手当負担金の増額でございます。

目3教育費国庫負担金は、無償化による私立幼稚園の利用に係る施設等利用給付費負担金でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金は、無償化に伴う私立幼稚園に係る副食費の免除分に対する子ども・子育て支援交付金の増額、無償化の実施に必要な市町村に対する事務費である子ども・子育て支援事業費補助金、今年度実施されます未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時特別給付金の給付に係る事業費及び事務費でございます。

目6教育費国庫補助金は、無償化に伴い幼稚園就園奨励費が廃止されるための減額でございます。

14ページ、款16府支出金、項1府負担金、目3教育費府負担金は、無償化による私立幼稚園の利用に係る施設等利用給付費負担金でございます。

16ページ、款20諸収入、項4雑入、目2雑入は、無償化に伴い、副食費が実費徴収となるための副食費負担金、無償化に伴う市立幼稚園預かり保育料の減額などでございます。

次に歳出でございます。18ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費は、無償化による教育・保育給付費負担金の増額に伴う民間保育所等運営費補助金の増額、私立幼稚園に係る副食費免除分に対する実費徴収補足給付事業補助金、認可外保育施設や一時預かりなどの利用に係る施設等利用給付金、保育所や認定こども園などに対する教育・保育給付費負担金の増額でございます。

目2児童措置費は、児童扶養手当の支払い回数が4か月分ずつ年3回から、2か月分ずつ年6回に見直されることに伴う移

行期間として、今年度は15か月分の支払いが必要となるための児童扶養手当の増額でございます。

目4ひとり親家庭福祉費は、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時特別給付金の給付に伴う経費でございます。

22ページ、款9教育費、項4幼稚園費、目2教育振興費は、無償化に伴う私立幼稚園就園奨励費補助金の廃止による減額、私立幼稚園就園奨励費に上乗せ補助しておりました私立幼稚園園児保護者補助金の減額、新たに設けられる施設等利用給付費負担金でございます。

最後に、幼児教育・保育の無償化に係る府及び市の負担分につきましては、10ページ、款10地方特例交付金、項2子ども・子育て支援臨時交付金、目1子ども・子育て支援臨時交付金として今年度に限り措置されるものでございます。

以上、議案第42号、令和元年度摂津市一般会計補正予算（第2号）の次世代育成部に係る補足説明とさせていただきます。
○安藤薫委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

三好委員。

○三好俊範委員 おはようございます。

少しだけ質問させていただきます。

基本的に幼児教育無償化に伴う歳出と歳入の動きがほとんどだと思えますけれども、その中で19ページ、民生費、児童福祉費の未婚の児童扶養手当受給者臨時・特別給付金に伴う手数料12万7,000円とありますけれども、給付金が約100人ほどを対象としているとお聞きしておりますが、手数料が1人1,000円を超えている状況となっていると思えますけれども、内訳についてちょっと詳しく教えていただければと思います。

特にそれ以外にはなくて、事前の説明も受けましたので、あとは全て理解いたしました。それだけお聞かせください。

○安藤薫委員長 石原部参事。

○石原次世代育成部参事 19ページの手数料でございます。内訳につきましては、今回対象となる人数が120件と見込んでおります。内容としまして給付に対する振込手数料としまして、660円を見込んでおります。ですので、振込手数料として660円掛ける120件で7万9,200円、それと組戻手数料としまして、口座の間違いとか、そういった場合に戻ってきた場合の手数料として880円かかかると聞いておりますので、大体それを4件程度見込んでおまして、3,520円と。それとあわせて振り込みにするためのデータ送信のための回線が必要になってきますので、その設置が4万4,000円としまして、合わせて12万6,720円という数字で計上をしております。振込手数料につきましては、個人であるとか、窓口であるとか、方法によって金額が大分上下してまいります。今回につきましては、インターネットの法人で他行に振り込みをする場合の金額として今600円掛けるプラス税となっておりますので、一番金額の高い660円で想定して予算のほうを計上させていただいているところでございます。

以上です。

○安藤薫委員長 三好委員。

○三好俊範委員 ありがとうございます。660円というのは、ある程度理解できるんですけども、4万4,000円という回線の分が、これは毎回どんなことにもかかってくるのか。100件という数でいくと、確かにしんどいかもしれないですけれ

ども、例えば20件なら手作業でされるのか、手作業で作業すれば、この4万4,000円というのは要らないのか、そのあたりも教えていただければと思います。

○安藤薫委員長 石原部参事。

○石原次世代育成部参事 このデータ通信回線につきましては、振り込みには必ず必要なものとなってきますので、必ず設置が必要となってくるものと考えております。ただし、今回必要になってくるのが、国のほうで臨時的に行われる今回のような給付金の場合には必要になってくるという可能性があるというところでございます。これから指定金融機関のほうとの交渉の中で、現在、公金のほうはデータ回線を使って送信しておりますので、そちらのほうで今回のこの給付金もいけるのかどうか、指定金融機関との交渉の中で最終は必要になるかどうか決まってくるものと考えております。

○安藤薫委員長 三好委員。

○三好俊範委員 最後確認なんですけれども、この分も歳入として国の補助の対象となるという認識で間違いはないですか。

○安藤薫委員長 石原部参事。

○石原次世代育成部参事 今回の事業につきましては、全て国庫分として10分の10となっておりますので、おっしゃるとおりでございます。

○安藤薫委員長 ほかにございますか。
水谷委員。

○水谷毅委員 それでは、3点確認をさせていただきたいと思います。

まず一つ目は、10ページになりますけれども、子ども・子育て支援臨時交付金です。先ほど今回限りの内容であるのご説明があったんですけども、来年度以降、どういうふうにそれが予算立て等する中で

影響していくのかについてお尋ねをします。

2点目については、20ページ、22ページに小・中学校のトイレの改修についての実施設計が上がっていますが、その対象となるのは、全部の学校なのかどうか。それから今後のスケジュールについてわかる範囲で教えていただきたいと思えます。

3点目は、保育料が変わっていくと思うんですけども、年度途中での作業というのが入ってくると思えます。それで公立、私立によってその流れとか、通知方法、あるいは連絡方法とか変わってくると思うんですけども、間違いがないように進めるためにどのように取り組んでいかれるのか、これについてよろしくお願ひします。

以上です。

○安藤薫委員長 浅田課長。

○浅田こども教育課長 ご説明申し上げます。

まず1点目、10ページの特例交付金、子ども・子育て支援臨時交付金の件でございます。こちらにつきましては、当年限りの交付ということでございます。この中身につきましては、無償化に係る府の負担分と市の負担分ということでございますので、来年度以降、府の負担分につきましては、府の負担金、もしくは補助金として入ってくる予定でございます。しかしながら市の負担分につきましては、新たな負担が発生してくるということでございます。この費用につきましては、一般財源を充てていくことになろうかと考えております。

もう1点、保育料の変更についてでございます。通常、この9月から保育料の変更ということになりますので、10月から無償となる方には、まずこの9月分だけの保

育料の変更を皆さんに送付させていただいております。同時に10月から無償になりますという内容の通知を送付させていただいているという状況でございます。

以上です。

○安藤薫委員長 松田課長。

○松田教育政策課長 トイレの改修工事につきまして、答弁させていただきます。

今回予定をしておりますのは、5校でございます。小学校につきましては、摂津小学校、味舌小学校、千里丘小学校でございます。中学校につきましては、第二中学校、第三中学校の予定でございます。

今後の予定でございますが、今回この5校が採択されました以降は、平成30年度以降7か年のトイレ改修工事の計画を立てておまして、今後は設計で申しますと令和2年度に鳥飼北小学校、令和3年度に別府小学校、令和4年度に三宅柳田小学校、鳥飼西小学校、第四中学校、令和5年度に鳥飼小学校、鳥飼東小学校、第五中学校の順となっております。ただし、これは現在の予定でございます。毎年各校を回らせていただきまして、ちょっと緊急度等変わりましたら、順番は入れかえさせていただく予定でございます。

以上でございます。

○安藤薫委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 まず臨時交付金の件ですけれども、内容については、理解できました。来年度は一般財源でということでございますけれども、将来ある子どもたちのためにしっかりまた予算確保もしていただいております。それに取り組んでいただきたいと思えます。

それから保育料の変更についての取り組みですけれども、従来の9月からの変更に合わせてということの内容は理解いたしました。たしかシステムの変更について

予算もついていたと思うんですけども、これは例えば名前とか、生年月日とか入れれば、ぱっと今後の保育料が出るというところまでシステムが進んでいるのか。それとも対照表みたいなものを見ながら一人一人確認する必要があるのかどうか、間違いがないようにできるという点でお聞きしたいと思います。

次に、トイレの改修ですけども、今後のスケジュール、7年間の予定で内容については理解しました。今回実施設計ということになっていますけれども、実施設計は、今おっしゃっていただいた学校全ての設計をするのか、先ほどのおっしゃっていただいたスケジュールの中で設計をしていくのか、その点ちょっと、今回全部設計して、工事は先ほどの日程で行いますよという内容だったのかどうか、教えていただきたいと思います。

あわせて、トイレの配管であるとか、それから便器とか、扉とかいろいろあると思うんですけども、どの程度の範囲を対象に今回考えておられるのか、その点について確認をお願いいたします。

以上です。

○安藤薫委員長 浅田課長。

○浅田こども教育課長 保育料についてのシステムの改修の件でございます。

システムの中に本市の保育料の表が入りますので、自動的に算出されるという状況です。

以上です。

○安藤薫委員長 松田課長。

○松田教育政策課長 先ほどの実施設計について答弁を申し上げます。

今回上げさせていただきました5校につきましては、今年度中に実施設計、それから来年度に繰り越しまして工事の予定

でございます。先ほど7か年の設計について予定を申し上げましたが、その翌年度に工事をする2か年のセットと申しますか予定でございます。

また今回の改修内容についてのお問い合わせでございますが、床の乾式化、それから便器の洋式化、また配管の入れかえを予定してございます。また、できましたら外からちょっと見えてしまうものとかありますので、可能な限り、壁の配置等も検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○安藤薫委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 まず保育料の件については、内容を理解しました。もちろんシステムに入っていますので、それにデータを入れれば出てくるかもわかりませんが、担当の方がどういう仕組みでそうなっているのか、きちんと理解した上で取り組めるようにしていただきたいなと思います。

また、保育料が上がる方がもしかしたらいらっしゃるかもしれませんが、きちんと説明して、理解していただけるように努めていただきたいことを要望いたします。

それからトイレに関しては、対象の工事等、内容を理解できました。子どもたちも楽しみにしていると思いますので、事故なく工事ができますようよろしく願います。

以上です。

○安藤薫委員長 ほかがございますか。

弘委員。

○弘豊委員 おはようございます。

私のほうからは、この補正予算の中で、幼児教育・保育の無償化にかかわっている項目が上がっているわけですけれ

ども、今回のこの制度の改正と、また準備状況等にかかわってのみ聞いておきたいと思っております。

最初に、私が属している日本共産党としては、国会での議論の際に、今の時点で幼児教育・保育の無償化ということをやられる法案が上がったときに、反対の立場をとったわけなんですけれども、大きな理由としては10月からの消費税増税の分を財源に充て実施される。今後またこの制度をもっと充実させようと思ったらまた消費税の増税をしなければならないということもあるわけで、そういったことも含めて税の集め方、使い方、そういったところに問題があるんじゃないかというようなことも思ってきました。ただ、実際問題、利用されている、保育所、幼稚園等々、そういう子育て中の親たち、また子どもにとっては、この無償化という動きが、よりよい方向で実行されていくために自治体の中でも取り組んでいくことが必要なのかなとも思っていて、そういった視点からまだ幾つか議論尽くされていない国のほうの制度の中でも不十分な問題があるんじゃないのかなというような点があって聞いておきたいと思うんですが、一つは無償と言われますけれども、全てが無償になるのか。例えばそうではなくて、逆に今回、給食費にかかわって、これまでは払わなくてよかった分を払わないといけないみたいな部分が出てきたんじゃないのか。そこで副食費の出入り、以前にもちょっとその点についての考え方を聞かせてもらった経緯があると思うんですけれども、この予算も出てきているので、改めてそういった点で新たに負担になる人が出てこないのか、その点についても確認のために聞いておきたいと思えます。

それともう1点、大事な問題として子どもが本当に安全に、また親が安心して預けられる、そういう施設がきちんと整備されているのかということと言いましたら、やっぱりまだ待機児童も多くおられます。そういった中で、今回この無償化補助の対象になる施設の部分の中で、市のほうもいろいろと情報手続の流れなんかもホームページに載せてお知らせもされていますけれども認可外保育施設や一時預かり、またファミリーサポートなんかもその保育の代替の形での利用で、補助の対象になっていくということはあるんですが、とりわけ当面5年間は国の基準を満たしていない、そういった施設の場合でも無償化の対象になるという特例がつけられております。そこらあたりのところで、準備の段階でそのところをどのように考えておられるのかお聞きしておきたいと思えます。

以上2点お願いしたいです。

○安藤薫委員長 浅田課長。

○浅田こども教育課長 それではお答えいたします。

まず副食費についてでございます。こちらのほうにつきましては、これまで保育料に含めて副食費を保護者の方にご負担いただいていたというような経緯がございます。それが無償化によって外出しされて、保護者の方から実費徴収という形で負担をお願いすることになります。この副食費ですが、国が示している基準額が4,500円ということで、公立の保育所についても4,500円を適用させていただき予定でございます。新たに4,500円をご負担していただくことになるんですけれども、年収が360万円未満相当の世帯につきましては免除ということになります。保育料も無償になるということを考えます

と、今までよりご負担がふえるということにはならないと考えております。

もう1点、認可外についてございます。おっしゃるとおり、認可外保育施設についてなんですが、無償化になります。基準を満たしているところのみ無償化となるところなんですけれども、満たしていないところも5年間の経過措置を設けられて無償の対象にするということがございます。満たしていないところは無償の対象にしないという市町村もあると聞いております。府内で申しますと、ごくわずかであるとは聞いております。我々といたしましては、認可外保育施設については、無償化の対象、対象外にかかわらず、やはりまずは基準を満たしていただくということで、指導していくことが大切であろうと考えております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 弘委員。

○弘豊委員 ありがとうございます。

そうしたら2回目聞いていきますけれども、副食費の関係で、これまでも主食費は実費徴収で900円ですかね、そういう形でとっていましたが、それに比べても副食費のほうが金額として高くなっていく。ただ、今言われたみたいに所得が低い方たちに対しては、実費徴収に対して、補足給付ということで、19ページのところで上がっている金額がそうなのかなと理解しておるわけですが、実費徴収をそれぞれ園のほうでやられることとなっていくかと思うんですけれども、保育士不足の問題の中で、これまでもいろいろと保育所の中の事務の負担がより少なくなるようにみたいなことも議論してきたかなと思うんですが、今回の制度改正の中で、園としての負担が大きくなってしま

ことになりやしないのかというようなこともある意味考えるんですが、そこらあたり準備の状況の中でどのようにお考えか聞いておきたいと思います。

また、一方で、これも限られた市町村なのかもしれませんが、副食費の負担、主食費も含めて、やっぱり給食費も含めた無償化で進めていってるそういう市も、町も含めてあるように聞いておるんですけれども、摂津市としてはそういった考えにはなかなか至らないのか、その点についても聞いておきたいと思います。

もう1点の認可外の基準に満たない施設であっても、その対象になるんだというあたりがやっぱり大きな問題だと思っていて、全国的にここについては、異議を唱えている方が多いと聞いています。それは、やっぱり安心して預けられる、子どもが安心して育っていける環境をつくるという上では、保育士の配置基準であったり、特にそのところは大きいと思うんですけれども、それが満たされないところで、保育事故、子どもに不幸があるということがこれまでも事例としてあるわけです。もちろん認可のところで全くないのかなといたらそうではないんだけど、やっぱりリスクが高いというようなことで言いましたら、さっき課長が答弁されていたように、指導監督を強めていくところが大事です。例えば大阪市内とか、繁華街で働いていて、そこで預けられないケースで、そこって本当に行政として指導が行き届くのかといたら、そうならないと思います。私が聞いている中では、お隣の吹田市や茨木市、門真市とか、そういった摂津市の周辺の市なんかでこの条例もつくってやっぱり補助する対象にしていくところは、一定基準を満たした、そういったとこ

ろという縛りをかけていっていると聞いて、そういう動きで進めていっていると聞いておりますので、摂津市としてもやっぱりそういう近隣市との連携、またそういうところも含めてこの取り組みを進めていただくことが子どもの命と育ちと守っていくことにつながるのかなとも思っております。この手続のお知らせでホームページに上がっていますが、このところにも各市町村がそういった条例をつくる動きがあって、摂津市もある意味そのところは検討している段階です。もしかしたらその対象にならないかもしれないという注意書きも含めてやられていますから、そういったことをぜひこの際ですから進めておいてほしいということ、これは要望としておきたいと思えます。

○安藤薫委員長 浅田課長。

○浅田こども教育課長 それでは、副食費の件でございます。おっしゃいますように各園でその副食費を徴収していただきますので、そういった事務負担というのは出てこようかなと思えます。しかしながら、今までも主食費の徴収もしておられましたし、保育に必要な物品についても別途徴収していただいているところです。これらも含めて副食費も徴収していただくというところで、そこは若干の事務負担の増加にはつながるかとは思いますが、そこはご理解いただいて園のほうで徴収していただくと考えております。

もう1点、副食費を無償化するかというところがございます。こちらにつきましても全国的に見ては副食費も無償化するところをごくわずかではございますけれども、あるとは聞いております。これを本市で実施した場合、保育所、認定こども園、さらには私立の幼稚園の子どもたち

にもかかわってこようかと思えます。そうしたときの市の負担が、かなり出てこようかと思えますので、現状では、そこは考えていないという状況でございます。

以上です。

○安藤薫委員長 弘委員。

○弘豊委員 この給食費に係る件ですね、これまでだったら保育所は給食があって、幼稚園のほうは給食があるところと、ないところがありますが、これ今後制度の中で、どこでも給食があるような形になっていくのかなと感じたりはしているんですが、現状、その保育所ベースでいうと、主食費の900円、副食費の4,500円ということなんですが、民間の幼稚園だったらまたその金額あたりが大分違ったりするのかなとも思うんです。そこがやっぱり利用者にとっての負担にならないようにというようにも願っていますし、またこのことで保育所の負担ということも出てくるのかなということ。実費徴収という手続についての課題というのもまた整理していただけたらなと思えます。その点は答弁は結構です。

あと、今回子ども・子育て支援臨時交付金があって、今回補正予算の全体を見たときには、随分と歳入のほうが多くて、残ってくる分があるのかなとも思っております。今年度だけのということもつけ加えていただいているので、なかなかこれで毎年の給食費に充てるのは難しいのかもしれないですけども、これまで摂津市として独自補助していた部分の、摂津市から繰り出ししていたという部分とか、いろんな努力もされていたかと思うんですよ。そういった独自努力の分を一定また違ったところに充てられないのかなということも考えています。近年食育の問題、子どもの貧

困問題の中からはなかなか食が細っている、そういった中で子ども食堂の取り組みなど展開されていっているいろんなケースがある中では、一つの理屈としてこの食の問題では、保育所、幼稚園、就学前のところでもしっかりとしたものを市として補助していったらなということも感じて、これは意見として申し上げておきたいと思えます。

以上です。

○安藤薫委員長 ほかいかがですか。

檜村委員。

○檜村一臣委員 1点だけちょっと確認も含めてお教えいただきたいんですけども、児童扶養手当の件なんですけれども、4,600万円の増額で補正予算が組まれていまして、今年度については、12か月のところ、15か月になるということで増額の補正が組まれているのはわかるんですけども、今年度15か月の予算を組まれているということになりますと、次年度の予算は9か月になるのかどうかということもまず1点確認したいと思います。

それで、そうなればなんですけれども、今実際、児童扶養手当を受けられている方がこの令和元年度と令和2年度で児童扶養手当を受けられる金額は恐らく変わらないのかなとは思っているんですけども、今回3か月分今年度で先にもらえる形になることによって、現在受けられている方については、2年間トータルして変わらないのかなと思っています。これから児童扶養手当を受けられる対象となる方が出てきて、児童扶養手当の申請月とかによって額が変わってくるということが起きるのかどうか聞きたいのと、起こるのであれば、その差について児童扶養手当を支給する側としてどういうふう考えられてい

るのかというのがもしあれば教えていただきたいなと思えます。

○安藤薫委員長 石原部参事。

○石原次世代育成部参事 今回の児童扶養手当の増額につきましては、例年4か月分を3回で支払ってきております。今後、2か月分を6回ということで、今年度はその移行期間になりますので、詳細に申しますと、例えば平成30年度でしたら、平成30年度の児童扶養手当の対象になる月で言いますと、平成29年の12月から平成30年の11月までの12か月分をこれまで平成30年度で支払っていたという形になっています。今年度につきましては、11月から各月で支払うこととなりますので、それプラス令和2年度の2月分まで、例えば12月、1月、2月の3か月分を今回支払いするということとなりますので、15か月分が必要になってくるということで計上させていただいております。

支払い方法が変わるということでございますので、特に金額が変わるとか、その月分、今まで4か月分を2か月分に回数をふやして支払うということですので額について申請月によって額が変わってくるということとはございません。

以上です。

○安藤薫委員長 檜村委員。

○檜村一臣委員 申請月によって変わるということがないのであれば、結構なんです。ちょっとそういう心配もあるのかなということを疑問に思ったのでその確認だけです。ありがとうございます。

○安藤薫委員長 ほかよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時46分 休憩)

(午前10時47分 再開)

○安藤薫委員長 再開します。

議案第48号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略して、質疑に入ります。

三好委員。

○三好俊範委員 議案第48号について1点だけ質問させていただきます。

市史編さん委員会を今回から附属機関に変更するということですが、具体的に一応説明も受けたんですけれども、改めまして何が変わるのか、ちょっと教えていただければと思います。

以上です。

○安藤薫委員長 早川部参事。

○早川教育総務部参事 変わるところがございまして、規則から条例に変わることが今回の変わる点でございます。中身については、一切変わりません。

以上です。

○安藤薫委員長 三好委員。

○三好俊範委員 その確認だけでしたので、ありがとうございます。

○安藤薫委員長 ほかがございますか。

水谷委員。

○水谷毅委員 ちょっとこれは確認になるんですけれども、市史編さん委員会は、あるときは、市長部局にあたり、教育委員会にあたりとか、割と変動が今まで激しかったと思うんですけれども、今回このような形で変更される理由と、内容については変わらないということなんですけれども、この変更での良くなる点についてお聞かせいただきたいと思います。

○安藤薫委員長 北野教育次長。

○北野教育次長 水谷委員のご指摘、これ

まで総務部に組織がございまして、昨年までは教育政策課に市史をやらせていたんですけれども、今回は生涯学習課に、ところ変遷しているんじゃないかというご指摘なんです、これはさまざまな理由がございまして、もともと教育委員会から市長部局になることもあるんですけれども、やはり執務者がどこで実務をやるのが一番いいのかというのを私は一番考えた点でございます。その点で言うなら市民図書館のほうで事務を行っておりますので、執務者が一番よい環境で行えるところの所属する課、そういう意味合いも含めて、現在生涯学習課。生涯学習課は文化財の保護等を行っておりますので、さまざまな見識を持つ職員がおりますので、そういう相乗効果も狙って現在生涯学習課に所管しているところでございます。ご質問の規則であったものをなぜ条例に上げたのかということですが、これは提案説明でも申し上げたところなんです、この間、非常勤特別職の位置づけの厳格化というのがございまして、非常勤特別職をしっかり考えた上で、例えば今申し上げた実務を行っております市史編さん室の職員ですね、これが非常勤特別職でございました。この職員は今後会計年度任用職員、今回の議案にもございますが、会計年度任用職員に移行したと。ただし市史編さん委員会にご参加させていただいております大学教授であるとか、知見をお持ちの方々については、しっかりした根拠を持った形で執務をしていただくということで、より厳格に考えた結果、附属機関として審査していただくのが適切であると、そう判断したことによって規則から条例に上げた、という経過でもって、今回ご提案申し上げたものでございます。

以上です。

○安藤薫委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 理由については、おおむね理解ができました。要は、そんなにたくさんそれを担当する職員の方がいらっしゃる状態ではないと思うんです。そういう意味からいうと、周りの人としっかり協力して一緒に仕事をしていける体制じゃないと、なかなか少人数でこれを進めていくのは難しいかなと思います。私も以前にある地域の古文書みたいなものを提供していただくことに携わったこともあるんですけども、なかなか根気が要る仕事で幅広い動きも必要でありますし、場合によたら地域の協力も必要があると思うので、事務的な部局変更だけじゃなくて、それに携わる支援体制もしっかり確立しながら今後も頑張っていたきたいと思います。

以上です。

○安藤薫委員長 ほかございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時52分 休憩)

(午前10時53分 再開)

○安藤薫委員長 再開します。

次に、議案第51号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

水谷委員。

○水谷毅委員 では、質問させていただきます。

今回延長保育料の設定ということでありましてけれども、学童保育の延長については、さまざまご苦勞もあったと思います。保護者のニーズの高かった内容でもありますし、その点については評価をさせてい

ただきたいと思います。

それで民間委託に関して、今進めておられると思うんですけども、その流れと今までの保護者への説明、また学童指導員に対する説明、そして今後、来年の春に向けて、保護者また指導員の方としっかり協力して一丸となって進めていかれるような流れについてお聞かせください。

○安藤薫委員長 石原部参事。

○石原次世代育成部参事 今回、事業者選定を行いまして、3か所の事業者のほうが決めたしました。この後、保護者と事業者との顔合わせというのをまずやっていきたいと思います。あわせて事業者のほうには、学童のそれぞれの季節に応じた事業等、できるだけ見学、視察というのもやっていただきたいと思っておりますし、事業者が決めた後、保護者のほうにも文書のほうで通知のほうもさせていただいておるところでございます。また1月からは、実地の引き継ぎということもやってまいりたいと思っております。4月に向けてスムーズに運営のほうで安全・安心に行えるように、また4月に入ってから委託事業者を初め全ての学童運営のほうで安全・安心に事業が行えるようにしっかりと事業の遂行を見ていきたいと考えております。

あわせて、指導員のほうにも今回の件については、随時報告のほうもさせていただいておりますし、今後まだまだ詰めていかないといけないところもあるかと思っておりますので、しっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○安藤薫委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 流れについては、理解できました。保護者も子どもたちも一番心配している点といえば、やはり指導員が変わっ

てしまうという点ではないかと思ひます。そういう点で、それを少しでも緩和していただけるような取り組みについてお聞かせいただきたいと思ひます。

○安藤薫委員長 石原部参事。

○石原次世代育成部参事 委員がおっしゃられるように、保護者の中で一番やはり不安視しているのが指導員の変更というところでございます。ですので本市、今回につきましては、1月から3月にかけてしっかりと予算も計上させていただいて、引き継ぎのほうをしていく体制のほうをとっている状況でございます。また、4月以降についてもこちらのほうから委託校についてしっかりと学童運営ができていくかどうか、また保護者からアンケートをとってしっかりと運営がなされているかどうか、そういう評価もいただきながら取り組んでまいりたいと思っておりますし、また指導員同士の交流といいますか、そういうものですね、月1回指導員のものを作ってまいりますけれども、そういう中にも参加をしていただきたいと考えております。

以上です。

○安藤薫委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 指導員の件の引き継ぎですね、しっかり頑張っていたきたいと思ひます。

今まで担当していた指導員と新しい指導員の間に入って、その引き継ぎ役となるのがやっぱり課長の大きな役割かなと思ひますので、その辺双方が一番いい形で進めさせていただきたいことを要望します。

もう一つなんですけれども、心配な点としては、保育時間が長くなるということは、下校時間も遅くなります。そういう意味で下校時の安全確保というのが特に冬場になりますと、心配な点ですけれども、学童

保育室、学校、地域を含めてその辺の連携をどのように考えておられるのかお尋ねします。

○安藤薫委員長 石原部参事。

○石原次世代育成部参事 今回の延長保育につきましては、学校長のほうにも随時報告、連絡をしているところでございます。基本的には、今回延長保育をご利用される方につきましては、保護者のお迎えを条件としておりますので、まずそこを第一に考えております。また、延長保育をすることによって、学校、また地域の方にも何らかの形でホームページ等とかで周知できることもあろうかと思ひますので、皆さんで見守っていただけるようなことがあればいいかなとは考えております。

以上です。

○安藤薫委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 基本的にお迎えということでありまして、少し角度は変わるんですが、今、働き方改革ということで、ある意味、学校の教員は、平たく言えば早く帰るような方向であり、今回の学童保育というのは延長になるわけで、背中合わせの部分というのが出てくるんですね。そういう意味で、そのはざまに入ってしまったときに、一体誰が学童に行ってる子どもを守っていくのかというのも課題になると思ひますので、来年春までその辺の責任の所在と言ったらちょっとおかしいですけども、しっかり今のうちに話し合いを学童のほうと学校、また地域と連携をして取り組んでいただきたいと思ひます。

これは要望ですけれども、場合によったら通学路も夜遅い時間帯になると親御さんがついていけるとは言え、考えていけないと思ひるので、地域連絡会等ですういう防犯情報等もしっかり加味してい

ただいて、学校、地域、また連携がしっかりとれた中で来年迎えるように尽力いただきたいことを要望して終わります。

○安藤薫委員長 ほかありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前 11 時 3 分 休憩)

(午前 11 時 4 分 再開)

○安藤薫委員長 再開します。

次に、議案第 52 号の審査を行います。
補足説明を求めます。

小林次世代育成部長。

○小林次世代育成部長 議案第 52 号、摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件につきまして補足説明を申し上げます。

このたびの改正は、根拠法令であります特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容のポイントといたしましては、大きく分けて三つございます。

まず一つ目といたしましては、昨年 9 月及び本年 6 月に本委員会でも説明させていただきました家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正と同様の改正を行うものでございます。具体的には、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設を確保することが困難と認める場合、小規模保育事業や事業者内保育事業を行うものを確保することをもって、代替保育の提供に係る連携施設を確保することに代えることができるとしたもの。特定地域型保育事業者に

よる卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の設定が難しい場合、利用定員が 20 名以上の企業主導型保育事業など市長が適当と認めるものを卒園後の受け皿の提供に係る連携協力を行うものとして確保した場合は、卒園後の受け皿の提供に係る連携施設の確保を不要とすること、満 3 歳以上の児童を受け入れている保育所型事業者内保育事業所については、卒園後の受け皿の提供に係る連携施設の確保を不要とすること、連携施設の確保に係る経過措置を 5 年から 10 年に延長することでございます。

条例改正時期にずれが生じた理由は、摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の根拠法令であります家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が先行して改正されたためでございます。

次に、ポイントの二つ目でございます。

本年 10 月から開始されます幼児教育・保育の無償化により満 3 歳以上は無償となりますことから、利用者負担額の支払いを受けることができるのを満 3 歳未満の保護者とするものでございます。

最後、ポイントの三つ目も、幼児教育・保育の無償化にかかわることでございます。これまで保護者から支払いを受けることができる給食費としては 3 歳児以上に対する主食費のみとなっておりますが、副食費についても支払いを受けることができるものがございます。ただし、年収が 360 万円未満相当の世帯を免除するとともに、1 号認定子どもに対しては小学校第 3 学年修了前までの子どもまでにおける第 3 子以降、2 号認定子どもに対しては就学前までの子どもにおける第 3 子以降についても免除する規定を設ける

ものでございます。その他の用語の改正や読み替えの改正など所要の規定の整備を行っております。

以上議案第52号、摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、補足説明とさせていただきます。

○安藤薫委員長 説明が終わりました。

質疑に入ります。

三好委員。

○三好俊範委員 それでは、議案第52号について質問させていただきます。

今、補足説明にありましたとおり、基本的には幼児教育無償化にかかわる条例案の訂正ということなのですが、中を見させていただきますと3歳未満の方の副食費等は、年収の制限等々で、いただかない等の文言はあるんですが、保育料に関しては、3歳未満の方からはいただくというような文言しかなくて、たしか記憶によりますと、非課税世帯に関してはゼロ・1・2歳も無償化されると記憶しているんですけども、その記載がないのはなぜなのか、教えていただければなと思います。

以上です。

○安藤薫委員長 浅田課長。

○浅田こども教育課長 利用者負担額につきましては、子ども・子育て支援法におきまして、政令で定める額を限度として市町村で定めることとされております。これに基づきまして、摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例、その施行規則において金額を定めております。

今回の条例は、この利用者負担額の支払いを受けるといのはおっしゃいますとおり、3歳未満の子どもというものに限る

としているわけなんですけれども、その具体的な金額につきましては、先ほどの利用者負担額に関する条例、施行規則におきまして、市町村民税非課税世帯をゼロ円にするという改正を行っております、それを本年10月1日から施行するということになります。

以上です。

○安藤薫委員長 三好委員。

○三好俊範委員 もう一つの条例案のほうに、その3歳未満の非課税世帯の金額がゼロ円というふうに記載があるからこちらのほうには載っていないという理解でよろしいですかね。でしたら理解いたしました。副食費のほうだけこちらのほうに記載があるということで理解いたしました。

以上です。

○安藤薫委員長 ほかがございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫委員長 以上で、質疑を終わります。

続いて、議案第53号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第54号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第59号の審査を行います。

本件についても補足説明を省略し、質疑に入ります。

弘委員。

○弘豊委員 今回のこの条例で幼児教育

の無償化に伴って、これまで行っていた私立の幼稚園児の保護者への補助金を廃止するというようなことですが、それ自身については、そうかなと思うんですけども、一方で、幼稚園、保育所無償化と言われるものの実費徴収される部分が私立の幼稚園なんかでは結構あるんじゃないのかなと思うのですけれども、大体平均的に市内の私立幼稚園の実費徴収はどういった項目であるのか、幾らぐらいになるのか、わかる範囲で構わないのでちょっと教えていただけたらと思います。

○安藤薫委員長 浅田課長。

○浅田こども教育課長 それでは、ご質問にお答えいたします。

私立の幼稚園は市内にはかおり幼稚園、それから三島幼稚園、それと摂津ひかり幼稚園、3園がございます。それぞれ独自の教育理念を持たれて、それぞれの教育をされていると理解しております。その中で必要な経費としていろいろ徴収されているとは思いますが、給食費、そのほかいろいろとあろうかと思うのですが、詳細については、把握していないというような状況でございます。私立の幼稚園においても副食費の免除を、年収が360万円未満相当の世帯を対象に今回の無償化によって実施されるというところがございます。

以上です。

○安藤薫委員長 弘委員。

○弘豊委員 8月の広報に載った分で、10月からの幼児教育無償化のお知らせで、よくある質問ということで、広報でも書いています。払っているお金全てが無償化になりますかという質問に対して、答えは教材費、行事費、給食費、バス送迎費など無償化の対象とならない費用があります。こ

れは幼稚園なんかを想定してこういった答えになっているんだなと思うのですけれども、実際、無償化をうたっていて、実際には払う費用はいろいろとあります。そんな中で小学校、中学校なんかだと義務教育は本来無償だと。そんな中でも教材費やいろいろと出る部分はあるけれども、それは低所得の皆さんには就学援助という形でそのところを補助していく制度が仕組みとしてあるわけですね。ただ、幼稚園の場合は、今言われた給食費の徴収、これ市独自でやるわけですが、その他についてはございません。私立だからということだけではなくて、今後のことを考えていったときに議論で公立の就学前教育の施設の再編が提案されていってますよね。なかなか公立に行きたくても近くになくて、私立を選らばざるを得ない人も出てくるだろうとも思うんですが、バスの送迎費や行事費、教材費、こういったところに対する補助というのを今後考えていかなければいけない一つのテーマじゃないのかなと感じたりしております。今すぐその答えがあるとは思わないのですが、今回出されている条例は、全く違うものですが、この補助制度は、一旦なくすとしても、新たな今後のあり方の面で考えていていただきたいということの要望をさせていただきたいと思います。

○安藤薫委員長 ほかがございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時17分 休憩)

(午前11時21分 再開)

○安藤薫委員長 再開します。

次に、議案第43号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

弘委員。

○弘豊委員 議案第43号の補正予算にかかわって、確認でちょっと聞いておきたいと思います。

今回の提案は、債務負担行為の補正ということで上がっております。二つの事業の委託契約、今後3年の分で上がっておるんですけれども、開閉栓業務、宿日直業務、それぞれ前回は5年契約でやられていたので期間が短縮しているところの理由を教えてくださいなと思います。

あわせてこの際ですので、業務それぞれの内容について簡単にご説明いただけたらと思います。

○安藤薫委員長 末永部参事。

○末永上下水道部参事 弘委員のご質問にお答えさせていただきます。

二つの債務負担行為の内容でございますが、開閉栓業務につきましては、前回平成25年の補正予算で債務負担行為を審議いただきながら、5年間の契約をしてみましたところでございます。内容としまして、通常の開閉栓、上下水道の開栓、閉栓というのが内容でございます。業務内容としては、年間約5,000件ほどの開閉栓業務を行っているというところで、5年間やってきたところでございます。

それともう1点、宿日直業務につきましては、上下水道部の庁舎の宿日直というか、基本的には職員の勤務時間外である夜間及び休日の電話対応、主に先ほどの開閉栓の受け付け、緊急時の漏水の受け付け、料金の受け取りというところでございます。その中でも対応している件数的には平成30年度の段階で約2,000件の市民からの問い合わせをいただきました。業務内

容としては、この内容でございますが、債務負担行為としてやらせていただいている中で、今回でございますが、上下水道ビジョンでもお示しさせていただいたとおり、できるだけコストというか、事業を縮小していくという状況の中で、この開閉栓業務、宿日直業務につきましても一定そのメニューに入っております。

それで、昨年度でございますが、今後の包括的な委託を検討してまいって、1年間いろいろ他市、複数地域の事例等も把握しながらやってきたところでございます。その中で一定ここも含めてまして、見積もりをとりながら、仕様書もつくりながらというところで、ある程度仕様書のほうは固まってきて業者の見積もりを何者かとしている中で経済的などところを出していく中では現状の費用、料金課の職員が現状では年齢が50歳以上という形で、高年齢というか、全庁的には年齢が高いと。その中でも見積もり段階でも年間1,000万円ほどのマイナスになっているという、経済比較する中では、委託をすればするだけコストが上がるという状態を現状抱えている状態の中で、ここの部分を含めまして、保留している状態です。その中で、太中浄水場運転監視業務という、太中の運転管理をしている中では、そこは委託があと3年で終わるというところで、その3年後にこの二つの債務負担行為とあわせて新たな展開で包括的な委託を検討してまいると。ここでまた5年間にすればコストは下がるかと思うんですけれども、将来的なことを考えますと、3年である程度一元化し、委託を考えていきたいなと考えているところでございます。

以上でございます。

○安藤薫委員長 弘委員。

○弘豊委員 今、水道の関係でいろんな業務を委託をされて、その都度その都度いろんな時期にこういった形で契約がテレコでなってくるみたいなのは、時期をそろえて包括的な委託に切りかえるとそこでのメリットもあるのかなという、そういう説明だったのかと思います。限度額のところでは、単年度の決算、今決算書も手元にあるからそこの比較なんかもして、金額を見ていたんですけれども、ちょっと高くないかなみたいな、そんなことも思ったんですが、前回の契約のときと比べると、それほど大きな上がりでもないのかなということも感じたところです。委託先の状況なんかもあると思いますけれども、今やっている仕事の継続的、安定的にやっていける、担っていける、そういったところというのがどの程度あるのかなということなんかも気にしつつ、今回の提案については、これで見たいと思います。答弁のほうは結構です。

○安藤薫委員長 ほかありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫委員長 以上で、質疑を終わります。

次に議案第46号所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

ありませんか。

三好委員。

○三好俊範委員 議案第46号について質問させていただきます。

根本的な話なんです、この会計年度任用職員というのは、どういうふうに従事されるのか、ちょっと教えていただけたらなと思います。

○安藤薫委員長 末永部参事。

○末永上下水道部参事 三好委員のご質問にお答えさせていただきます。

この会計年度任用職員という形ですが、法改正、地方公務員法、地方自治法の改正に基づきまして、今までの臨時非常勤職員についての、例えば特別職の任用、臨時職員の任用、一般職の俗に言う行政パートナーの任用について、採用等々について明確にするというのが、この法の改正の趣旨でございます。上下水道部のほうとしましては、行政パートナーが今3名おります。臨時職員が2名、その部分が今度の改正には関係してくるかと考えております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 三好委員。

○三好俊範委員 理解いたしました。

もう一つちょっと教えていただきたいのが、2ページの「第4条の次の次に2条を加える」というようなことが書いてあります。「客観的事実に基づいてその職に引き続き任用しておくことが適当でない」と認められる場合には、いつでも降任させ、又は免職することができる。」、第6条、「いつでも免職させることができる。」、「法第28条第1項各号のいずれかに該当する場合」と書いてあるんですけれども、これが書き足されているということは、はっきり言うと言いは悪いですが、首にするのがしやすくなったという認識になるのかなと思うんですけれども、そのあたりはどういうニュアンスなのかちょっと教えていただけたらなと思います。

○安藤薫委員長 末永部参事。

○末永上下水道部参事 三好委員の2回目のご質問にお答えします。

この法改正に基づきまして、今まで行政パートナー、臨時職員というところの分野

の中でいいますと、分限とかいうところは明確化されていなかったというところで、今回この条例改正の中でこの分限についても普通に仕事をしている中ではそういうことは多分発生しないかと思うんですけれども、一般職でいう項目として、その制度を改めて言葉として明確にしたという条文になっているかと理解しております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 三好委員。

○三好俊範委員 今まで規則だったものが条文で明文化されたという認識でよろしいんですね。理解いたしました。

○安藤薫委員長 ほかございますか。

弘委員。

○弘豊委員 私のほうからも確認で1点お聞きしておきたいと思います。

先ほど三好委員の質問のお答えの中で、対象となるのは、当面今雇用されている方の中では行政パートナー3名と、臨時職員の方2名ということでお聞きしましたが、今回の会計年度任用職員ということの制度が導入されることで、そういった方の身分ですね、いわゆる労働条件なんかも含めてどのように具体的に変わるのか変わらないのか、ちょっとそこらあたりを教えておいてほしいと思います。

○安藤薫委員長 末永部参事。

○末永上下水道部参事 先ほど三好委員のほうにお話しさせていただきましたが、上下水道部としては、行政パートナー3名、臨時職員2名という形でいます。労働条件として、この制度になりまして、ある程度一般職と同一労働、同一賃金と、働き方改革の一環であるかと思っておりますけれども、一般正規職員とある程度同じ条件の中で働いていくと、フルタイムとパートタイムと

いうようなところはございますけれども、労働条件としてある程度給与等々、公営企業の場合は給料のお支払いになっているかと思うんですけれども、手当とかいうところではある程度項目はふえてくるところでございます。

以上でございます。

○安藤薫委員長 弘委員。

○弘豊委員 身分的にこれまで行政パートナーと呼んでいた方、また臨時職員と呼んでいた方たち、そこは一本化されていくということだろうと認識しているんですけれども、そういった中で待遇、例えば給与面なんか下がってしまうような、そんな人は出てこないのか、そこも含めて確認だけちょっとお教えしておいてほしいと思います。

○安藤薫委員長 末永部参事。

○末永上下水道部参事 弘委員の2回目のご質問にお答えします。

今回行政パートナーから会計年度任用職員に変わるという形でございます。将来的に臨時職員についてもそこを統合していくというような形になるというようなところだと思うんですけれども、給与面につきましても一定今、話し合いを進めている中では、行政パートナーの賃金を下回らない範疇で給与の設定をしてみたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○安藤薫委員長 ほかありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫委員長 以上で、質疑を終わります。

次に、議案第49号所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

水谷委員。

○水谷毅委員 それでは、質問させていただきます。

上下水道部に関して、特定任期付職員に何か影響する部分があるのかどうか、お尋ねをいたします。

○安藤薫委員長 末永部参事。

○末永上下水道部参事 水谷委員のご質問にお答えさせていただきます。

議案第49号、特定任期付職員の関係でございますが、上下水道事業につきまして、現状の中では今のここの分で、例えば弁護士を雇うとか、専門的な人を雇うというところは今のところ該当してこないのかなというところがございます。ただ、今後の事案、これらの技術力不足において、任期付職員の採用というのは、今後あり得る話ではあると考えているところがございます。

○安藤薫委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 今は該当ないということで理解しました。今後全体的に委託とか、そういう方向に向かっていきますので、これに該当する募集も出てこようかと思うんですけども、今のうちにしっかり精査していただいて、実際該当があった場合にきちんと適用できるようにお願いしたいと思います。

以上です。

○安藤薫委員長 ほかよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫委員長 以上で、質疑を終わります。

次に、議案第50号所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第56号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時39分 休憩)

(午前11時41分 再開)

○安藤薫委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫委員長 討論なしと認め、採決をいたします。

それでは、議案第42号所管分について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○安藤薫委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第43号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○安藤薫委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第46号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○安藤薫委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第48号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○安藤薫委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第49号所管分について、可決する

ことに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○安藤薫委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第50号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○安藤薫委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第51号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○安藤薫委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第52号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○安藤薫委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第53号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○安藤薫委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第54号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○安藤薫委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第56号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○安藤薫委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第59号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○安藤薫委員長 全員賛成。よって、本件

は可決すべきものと決定しました。

これで、本委員会を閉会いたします。

(午前11時44分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

文教上下水道常任委員長 安藤 薫

文教上下水道常任委員 弘 豊